

(乙の3) (記載例)

河川法第25条

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称 利根川水系 川 左・右岸

注) 河川名は実際に占用する河川名を記入。

上流から見て左右を記入。

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

注) 登記簿上の地番を記入するものとし、住居表示での記載は
しない。

4. 河川の産出物の種類及び数量

5. 採取の方法

6. 採取の期間

令和 年 月 日から (または許可の日から)

令和 年 月 日まで

○土石等の採取（２５条関係）

（乙の３）

〔記載要領〕

1. 河川の名称

水系名、河川名、左右岸の別を明記すること。

2. 採取の目的

「販売のため」等と具体的に記述すること。

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

「字○○○番地先」まで明記すること。なお、占用が左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載すること。

土地の面積については、単位は平方メートルとし小数点第２位まで丈量計算し、小数点以下は切り上げて整数とする。なお、占用区域が２県以上にまたがる場合は、内訳として○○県○○㎡、○○県○○㎡と記載すること。また、民有地と国有地にまたがって採取する場合は、それぞれについて記載し、図面において色別で区分すること。

4. 河川の産出物の種類及び数量

砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとにその数量を記載すること。

5. 採取の方法

① 機械堀り又は手堀りの別を記載すること。

機械堀りにあつては、その機械の種類、能力及び数量並びに掘削深又は切土の深さを記載すること。

② 採取した河川産出物の運搬方法及び経路を具体的に記述すること。

（２，５００分の１の図面に図示する。）

③ 採取等により流水が汚濁するおそれがあるときは、その処理方法を明記すること。

6. 変更の許可申請の場合

変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。